

くにたちしこ きほんじょうれい ないよう 「国立市子ども基本条例」はどんな内容なの？

じょうれい ぜんぶん しょう
条例は、「前文」と「6つの章」からできています



ぜんぶん 前文

この条例をつくった思いや願い、子どもへのメッセージ、大人へのメッセージ

だい しょう そうそく 第1章 総則

この条例の目的や、子どもとはどんな人か、考え方、大人の役割

だい しょう こ けんり 第2章 子どもの権利

子どもの権利を、「安心して生きる権利」、「自分らしく生きる権利」、「意見を表明する権利」の3つに分けています

だい しょう こ けんり ほしょう 第3章 子どもの権利の保障

第2章の「子どもの権利」を、保障するために大人がすること

だい しょう こ すいしん 第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

子どもの権利を守るために、そして、子どもの権利を守る大人を支援するために市が努力すること

だい しょう けんりしんがい そうだん きゅうさい 第5章 権利侵害の相談・救済

困ったことや相談したいことがあったときに、助けを求められること

だい しょう こ かん しさく すいしん けんしょう 第6章 子どもに関する施策の推進と検証

子どもにやさしいまちづくりをするための計画をつくること、子どもの権利が守られているかを確認すること



くにたちしこ きほんじょうれい 「国立市子ども基本条例」が せいいてい 制定されました！

くにたちしこ きほんじょうれい れいわ ねんくにたちしぎかいだい かい
「国立市子ども基本条例」は、令和6年国立市議会第4回
ていれいかい がつ ぜんかいいっち かけつ せいりつ
定例会(11月)で、全会一致で可決され、成立しました！

この条例は、令和7年4月1日から施行します！
(スタート)



ちよくせつ はなし たいせつ
直接お話をきくということを大切に、
これまで、がっこう がくどう かくしゅしせつ がいこくせき かた
これまで、学校や学童、各種施設、外国籍の方など、
にんいじょう こ いけん
500人以上の子どもの意見をきいて、
こ けんり まも じょうれい じゅんび
子どもの権利を守る条例をつくる準備をしてきました。
これをご覧になっている方には「まだ意見を言っていないよ！」
という方もたくさんいるかと思ひます。
じょうれい せいいてい いけん
条例を制定したあとも、みなさんの意見をたくさんきいて
いきますので、これからもよろしくお願ひいたします♪



こんご じょうれい ないよう しょうかい
今後はみなさんに、条例の内容についてどんどんお知らせしていきますが、まず初回は！

じょうれい もくてき おも こ ぜんぶん しょうかい
条例をつかった目的や思いが込められている「前文」について紹介いたします♪



ひだり
左がわは、
こどもへの
メッセージです

くにたちし こ きほんじょうれい ぜんぶん
国立市子ども基本条例 前文

すべての子どもたちへ

あなたが生まれたこと、大きくなっていくこと、あなたらしくいられることを、このまちと、このまちにいる大人は、うれしく思っています。

あなたが感じていること、思っていること、考えていることを、あなたの近くにいる大人にいつでも聴かせてください。

うれしいこと、かなしいこと、困っていること、遊びたいこと、学びたいこと、やってみたいこと。もっと自分たちの声を聴いてほしい、自分たちに目を向けてほしいと思っていること。

このまちと、このまちにいる大人は、いつでもあなたのそばで、一緒に考えて、せいっぱい応援します。

あなたがあなたらしく、今を幸せに生きること、幸せな未来に向かっていくこと、すべての子どもが一人のひととして等しく持つ、大切な権利を、このまちと、このまちにいる大人は、

あなたと一緒に大切に、守っていくことを約束します。

すべての子どもは、この世に唯一無二の命を授かった一人の人間であり、しょうがいなど様々な特性を有しているあらゆる人間は、生まれながらにして等しく、自分らしく幸せに生きるための権利を持っています。

この権利は、子どもが成長・発達の過程にあることから、自分の力で行使できないときがあり、そのときに、大人の支えが必要となります。

子どもたちは生まれてきた瞬間から、自分の思いを様々な形で精一杯大人に表明しています。この思いを、大人たちが真剣に受け止め、これを尊重し、その上でその子にとって最善の利益とは何かを考え、これに応えることによって、子どもの権利が保障されます。

「人間を大切に」という理念を掲げる国立市は、子どもたちの思いを深く受け止め、また、様々な社会課題が想定される未来を生きる子どもたちのことを思い、改めて、子どもの権利について真剣に考え、子どもの権利が恒久的に保障されるまちの実現を目指し、この条例を制定します。

おたのしみです、
ぜひご覧ください。



じかい だい しょう そうどく
次回は、第1章「総則」
だい しょう こ けんり
第2章「子どもの権利」
しょうかい
について紹介します！

おたのしみに～♪

じょうれいぜんぶん
条例全部は
こちらから↓

